

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見 及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間：2022年5月3日(火)から同年6月6日(月)まで

■ 意見提出件数：7件(法人・団体:2件、個人:5件)

■ 意見提出者：(意見受付順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	ソフトバンク株式会社
—	個人(5件)

■ 全般

意 見	考 え 方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1. 電気通信事業報告規則案について		
意見1-1 本改正省令案に賛同する。他の報告項目についても必要性の精査が必要。		
○ 電気通信事業報告規則(以下、「報告規則」と言う。)及び、報告徴収、要請に基づく報告等の報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者の報告稼働を非常に要しております。 そうした中で、今回の SIM ロック解除に係る報告の廃止は、報告稼働削減の観点から大変ありがたく考えております。 一方で、報告項目全般について、事業法改正から既に2年以上が経過し、SIM ロックの原則禁止や、MNO 各社の解約金撤廃等、競争環境が大きく変化していることから、一度、総務省において、報告項目全体をあらためて整理・棚卸いただきたく存じます。 その上で、重要性が低下している報告項目は、廃止についてご検討頂き、継続する報告項目は、個別具体的にその必要性を公表していただきたいと思います。 なお、以下の報告項目は、報告データの重複及び活用の観点から、見直しが必要と考えます。 【異なる報告様式で報告データが重複しているもの】	○ 本改正省令案への賛同の御意見として承ります。 ○ 報告項目全般に関する御意見については、参考として承ります。	無

✓ 報告規則様式第 3 と様式第 11 や、様式第 3 と様式第 12、様式第 3 と様式第 12-2 における契約数 ✓ 報告規則様式 23-7 と様式 23-8 における入手数・売却数・在庫数 ✓ 報告徴収(総基料第 129 号)の「利用者の円滑な移行を促進するための計画の実施状況報告」と、 要請(総基料第 25 号)の「既往契約や不適合拘束条件の早期解消に向けた報告」 ✓ 要請(総基料第 135 号)のスマートフォンの購入等を条件とした経済的利益提供の状況と、報告規則様式第 23-5 全ての端末販売に係る経済的利益提供の状況 【報告データが活用されているかどうか不明なもの】 ✓ 要請(総基料第 142 号)における、端末購入サポートプログラムに係る様式 1・様式 2・様式 3・様式 4 *特に様式 3 は、プログラム適用者における SIM ロック解除の報告であるため、本改正案と併せて廃止すべき 加えて、報告徴収及び要請に基づく報告は、報告の終了期限を設けていないものが多く存在しております。そのため、各報告について終了期限を設定いただきたいと思います。また、今後の要請等も、原則、同様の取扱いとしていただようお願いいたします。 【株式会社 NTT ドコモ】		
○ 本省令案に賛同いたします。 なお、総務省殿に対する報告項目については、先般の電気通信事業法の改正以降に増加したことにより、事業者における負荷や対応コストが課題となっています。 このため、今後においても、事業者にとって過度な負担とならないよう、各データが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省殿への報告項目全般について精査の上、不要となった又は必要性が低下した項目は報告対象から外す等速やかな見直しをお願いいたします。 【ソフトバンク株式会社】	○ 本改正省令案への賛同の御意見として承ります。 ○ 報告項目に関する御意見については、参考として承ります。	無
意見 1-2 SIMロック解除報告を削除する理由を明らかにすべき。		
<意見> SIMロック解除報告に関する規定を削除した具体的な理由を明らかにされたい。 <理由> SIMロック解除は、利用者(消費者)が特定のキャリアとの契約に拘束されないようにすることにより、消費者保護を実現できる。同時に、通信キャリア間の競争を促す効果も有する。そのため、現在においてもなお重要な通信政策上の意義を有すると考える。 にもかかわらず、具体的な説明を意見募集ページには載せず、単に「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて閲覧に供する。」と記載するのみ。国民はコロナ禍であるにもかかわらず総務省庁舎への訪問なくしてはその具体的な説明を得ることができない。このような手続きの中で、SIMロック解除報告を廃止する内容の施行規則改正を行うのは国民に対する説明責任の観点から不適切と考える。ゆえに、本意見募集の過程で理由を質す次第で	○ 御意見のように、SIMロックは、携帯事業者間の乗換え等による他の事業者の役務の利用を妨げ、利用者の利便を損ない、利用者の権利を制限する効果を有します。また、役務契約の締結や変更のコストを押し上げ、役務の料金やサービス内容の差別化による事業者間の競争を阻害する効果を有します。 こうした考え方の下、総務省では、事業者間の乗換えコストを低減させ、乗換えの円滑化を通じた公正競争環境の整備や利用者の利便性向上のため、令和3年8月10日に「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(平成29年1月10日総務省策定。以下「ガイドライン」といいます。)を	無

ある。 【個人】	改正してSIMロックの設定自体を原則禁止し、令和3年10月1日から適用しています。 これまでの電気通信事業報告規則においては、上述した改正前のガイドラインの下、端末にSIMロックが設定されていることを前提として、携帯事業者に対し、SIMロックを解除した数等の報告を求めてきました。しかしながら、上述したガイドラインの改正により、改正後のガイドラインの適用後に発売される端末には原則としてSIMロックが設定されないこととなります。このため、全ての携帯事業者に対して法令上の義務を課し、定期的にSIMロックを解除した数等の報告を求める必要性は低下したと考えられることから、案のとおり、電気通信事業報告規則の一部を改正するものです。	
意見1ー3 SIMロック解除数報告の廃止に反対。		
○ 電気通信事業者のSIMロックの四半期報告の廃止について反対します。 なぜならば、SIMロック原則禁止以前の端末が依然として多く流通しているためであり、SIMロック解除にて、消費者一人ひとりの生活スタイルに見合ったMVNOなどの検討の機会の動機形成のステップであるSIMロック解除手続きを、電気通信事業者が報告義務がなくなったことで消費者の意に反して新機種への機種変更を強引に勧誘し、消費者の経済的な被害増大に連鎖することが容易に考えられるためです。 報告義務がなくなることから、販売代理店ではスマホの使用期間を延命より、新機種への機種変更を進めて、以前の業界の商習慣であった2年ごとの機種変更の誘導につながりかねないためであり、法改正で積み上げてきた販売の現場での消費者被害の抑止が法的になくなるためです。 また、SIMロック解除に消極的であったソフトバンクとKDDIは、SIMロック機種が多く上記の消費者被害が多く考えられる。特にソフトバンクはいき過ぎた囲い込みが常態化しており、この法改正自体が電気通信事業者への忖度さえ考えられる。 事業法としての考え方としては、事業者が消費者の意に反して経済活動をするための規制緩和ではなく、全ての事業者が違反行為をしないための統一したルールであり、法令遵守がされていない販売代理店が多い現状では、この法改正は時期尚早であると考えます。 また、販売代理店での勧誘に動員される若い人材は、消費者の経済的な不利益を理解しながら、優越的な立場である電気通信事業者や一次代理店、代理店経営者などの配当利益審査基準である売上目標が第一優先のため、常に葛藤を繰り返して、メンタルヘルス面で疾患を抱え、離職率が高くなっています。 このような騙すことで売上目標を強要する、非人道的な人材の利用につながる、実態は極めて大きな倫理上問題があり、労働生産性低下にも繋がっている。 また、SIMロック解除の延長線上のeSIMへの変更手続きは、ドコモの場合は本来ahamoのサイトで可能であると表示しておきながら、令和3年10月25日以降からドコモ側の都合によりオン	○ 本改正省令案は、「意見1ー2」に対する考え方で述べた理由により、携帯事業者からのSIMロックを解除した数等の報告を廃止するものです。 一方、当該省令上の報告の有無にかかわらず、上述した改正後のガイドラインでは、その適用前に発売された端末に関し、改正前のガイドラインの考え方による端末の購入者からの請求に応じたSIMロックの原則解除等が求められており、携帯事業者が正当な理由なくこの請求に応じないことにより電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第29条第1項第12号）に該当するとの考え方に変わりはありません。 ○ なお、御意見の中にある新機種への機種変更を進めることに関する御懸念については、上述した改正後のガイドラインの適用により、令和3年10月1日以降に新たに発売される機種については原則としてSIMロックの設定が禁止されるため、新機種への機種変更が進むことにより、むしろSIMロックが設定されていない端末の普及が進むと考えます。 ○ 電気通信事業法としての考え方、販売代理店の人材及びeSIMに関する御意見については、参考として承ります。	無

ライン手続きでの変更ができなく、個別に販売代理店へのアプローチが必要で、販売代理店での望まない勧誘の機会が発生しており、販売代理店側と消費者側でどちらにもデメリットしかなく、これもまた現状維持を自己保持する既得権益を守るための手段になっている。 つまり、この法改正の内容に不利益が多く、事業者が前例主義の既得権益へ頼ることへのお墨付きを与える事になり、法改正の発案の経緯を国会の委員会を明らかにして、有権者である国民に説明する責任があると考えます。 【個人】		
---	--	--

■ その他

意見2-1 SIMロック解除を原則として推進すべき。		
○ 現状でも新事業法第27条の3等のルールである通信料金と端末代金の分離と行き過ぎた囲い込みの禁止を順守する気がキャリアに無い時点で電気通信事業法におけるSIMロックの解除を原則として推進すべき。 キャリアから反対の声が上がるがそれを無視し電気通信事業法第27条の3の規律に係る覆面調査を今後もより「高頻度」で実施し調査結果を大々的に総務省による広報する及びメディアによる積極的な報道を推奨するべきである。 特にパケット通信をほぼ使用しない元ガラケー又は4GLET対応ガラゲー型端末(いわゆるガラホ)ユーザーをスマートフォンも最高額高機能機種への誘導及び通信料金が最も高いパケット無制限プランへの契約強要、3G回線の早期巻取りにおける4G端末への移行促進の値引きの対価に不要な付帯サービスの強要はキャリア名・販売店又は代理店名・双方の責任者の公表による業界への見せしめを強めるべきである。 特に前者は50代以降の高齢世帯が単身で3G端末やガラホの製品寿命が来た際に5Gホームルータと抱き合わせ販売で購入させられており子息が親の携帯代が3G端末時代は3000円を超えていなかったのが10000円超となっているのを預金通帳や親名義のクレジットカード決済歴で気付いているような状況である。 これはれっきとした携帯キャリアによる高齢者搾取行為である。詐欺放置して政策実現と言って本当にいいのか？ 電気通信事業法第27条の3の規律に係る覆面調査の結果について https://www.soumu.go.jp/main_content/000741137.pdf 菅 義偉 https://twitter.com/sugawitter/status/1521014526451150848 【個人】	○ SIMロックの解除を原則として推進するべきとの御意見について、「意見1-2」に対する考え方のとおり、現在は、SIMロックを設定することを原則禁止しています。 ○ その他の御意見については、参考として承ります。	無
意見2-2 プラチナバンドを楽天モバイルにも配分すべき。		
○ 各携帯電話会社(NTT、ソフトバンク、KDDI)の料金プランは高額でありプラチナバンドを楽天モバイルにも配分すべきである 【個人】	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無

意見2-3 委託先一覧を作成し公表すべき。

重要事項を説明せずITに疎い層を狙って高額機種や、不要なホームルータを売りつける悪質な代理店や訪問営業・電話勧誘、近年家電量販店だけでなくスーパーマーケットの出入口や催事場で行われる代理店による勧誘を抑止する為、NTT東西が公表している「フレッツ光等販売業務委託先会社一覧」のようなものをMNO携帯電話会社及びMVNO事業者も公表を義務化すべきではないでしょうか？

これにより、違和感を覚えた契約者が代理店ではなく契約の責任があるMNO携帯電話会社及びMVNO事業者に問い合わせる事によって悪質商法が横行している代理店及び訪問営業・電話勧誘業者を把握しやすくなる。

また、MNO携帯電話会社及びMVNO事業者が違和感を覚えた契約者を丸め込み悪質商法隠しを行っても全て隠蔽出来る訳ではなく、最終的に国民生活センターに相談が行って発覚した際にMNO携帯電話会社及びMVNO事業者の詐称・虚偽説明が発覚する

この際により重い行政指導や代理店と連座でMNO携帯電話会社及びMVNO事業者を「刑事告発」をし易くなるのではないのでしょうか？

フレッツ光等販売業務委託先会社一覧

<https://www.ntt-east.co.jp/disclosure/consignment.html>

【個人】

○ いただいた御意見については、参考として承ります。

無